

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：山形県

農業委員会名：米沢市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,525
自給的農家数	550
販売農家数	975
主業農家数	271
準主業農家数	258
副業的農家数	446

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,588
女性	671
40代以下	188

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	327
基本構想水準到達者	12
認定新規就農者	12
農業参入法人	17
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	3,750	791	791			4,540
経営耕地面積	3,305	392	294	98		3,697
遊休農地面積	6	3	3			9
農地台帳面積	3,939	1,156	1,155	1		5,095

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	15
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	2
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	16	16	11

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,540ha	3,581ha	78.87%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足、また、山間地域では特に有害鳥獣の被害が増加している。そのような状況の中、農地をいかに効率よく集積・集約化できるか、また、法人化を進めていく上で、安定した農業経営を目指すためにも農地の効率的な集積・集約化が大きな課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3,745 ha (うち新規集積面積 164 ha)
	人・農地プラン、円滑化事業、農地流動化事業、中間管理機構の利活用等による集積
活動計画	年間をととして、人・農地プランの話し合いへ積極的に参加し、農業関係団体が共に情報を共有しながら受け手出し手の調整を図っていく。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	5 経営体	6 経営体	4 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	8.0 ha	9.8 ha	2.0 ha
課 題	平成30年から政府による生産数量目標の配分が撤廃され、産地主導の自主的な生産調整に転換がなされ、米の直接支払交付金も廃止された。このような変革は農業生産者にとって将来への大きな不安要素であり、新規参入者の掘り起こし及びフォローアップ活動等に影響が及ばないように更なる活動が必要。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	2.0 ha
活動計画	・年2回発行の広報誌「農委よねざわ」と市のホームページへの記事掲載によるPR活動 ・農業次世代人材投資資金等の補助金の利活用による新規就農希望者の掘り起こし(随時)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 4,546ha	遊休農地面積(B) 6.0ha	割合(B/A×100) 0.13%
課 題	遊休農地の発生原因は、農業従事者の高齢化・後継者不足、有害鳥獣の被害増加による耕作放棄等であり、その中で全てを解消していくことは現実的に厳しい状況となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 2.0ha 目標設定の考え方:「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき面積を設定した。		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		35人	4月～8月	9月～10月
	農地の利用意向調査	調査方法	・農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地区を目視で確認する。 ・8月に班体制を作り複数の委員と職員で現地を確認する。 ・現地確認の必要が生じたら、随時確認する。	
		実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	その他	11月	1月～3月	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 4,540ha	違反転用面積(B) 0ha
課 題	農地転用に関する法制上の必要な手続き等の周知徹底を図り、早期発見のための農地パトロールを徹底する。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	農業委員会発行の「農委よねざわ」と市のホームページへ違反転用防止のための記事を掲載し、周知徹底を図る(年1回)。1年に1回、複数委員による一斉農地パトロールと、逐次担当地区内の利用状況を確認する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入